

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

中野区保健所は、平成31年1月18日、中野区民より「刺身を食べ腹痛を呈し医療機関を受診した。」旨の通報を受け、下記魚介類販売店、患者及び患者受診医療機関に対し調査を実施した。

患者は、1月14日当該魚介類販売店で購入した刺身を自宅で喫食し、翌15日に発症、同日医療機関にて寄生虫（アニサキス）が摘出された。さらに、患者の症状、発症日時がアニサキスを原因とする食中毒と一致していること、患者はアニサキスが寄生し得る魚介類を喫食しており、発症日近くに刺身等を喫食したのは当該魚介類販売店が販売した刺身のみであることから、当該魚介類販売店が販売した刺身が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該魚介類販売店が販売した刺身で、原因物質は、寄生虫（アニサキス）であった。

区では、被害拡大防止のため、1月24日の1日間の営業停止の不利益処分を行うとともに、1月24日から1月30日まで7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設（被処分者）

- (1) 所在地 東京都中野区弥生町
- (2) 業 種 魚介類販売業

3 食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

食中毒の原因となった食品の提供（食品衛生法第6条第4号違反）

4 不利益処分等の内容

営業停止1日間（食品衛生法第55条）